

熊本地震 現地レポート

所 属 都市計画部香陵公園周辺整備室

氏 名 是村 勇児

1 期 間：平成 28 年 5 月 26 日（木）から 6 月 4 日（土）の 10 日間

熊本地震静岡県現地支援本部派遣員（第 7 陣）

2 場 所：熊本県上益城郡嘉島町

3 人 員：静岡県職員 3 名、県内市町職員 17 名 合計 20 名

4 活動内容

5 月 26 日午後 5 時に静岡県庁で出発式を行った後、県借り上げバスにて一路派遣先の熊本を目指す。

翌 5 月 27 日午前 7 時 30 分頃に、約 14 時間半かけて嘉島町民会館に到着。

到着後すぐに、前任の第 6 陣派遣の静岡県担当者と引継ぎを行い、8 時 30 分には配属先の作業に従事する。

嘉島町への人的支援は、全国知事会により静岡県と福島県からの派遣職員に割り振られ、静岡県の派遣職員は、家屋被害調査（6 名）、避難所支援（2 名）、総合窓口（7 名）、がれき搬出・解体申請等（2 名）の業務を行った。

私が従事した業務は、家屋被害調査で、「嘉島町・静岡県・福島県」の合同 2 班体制により、家屋被害調査の一次調査結果を不服とする住民の申請に基づき、家屋被害の二次調査(再調査)を行った。

嘉島町の住宅被害は、全壊が約 270 棟、大規模半壊が約 60 棟、半壊が約 270 棟、一部損壊が約 1,800 棟であったが、私が従事した時点では、一般住宅の一次調査は概ね完了し、半壊・一部損壊の判定を受けた家屋の 2・3 割の住民から二次調査の申請が出ている状況であった。

家屋被害調査の第 1 班は、総員 5 名で、嘉島町 1 名は住民対応を、静岡県 3 名と福島県 1 名は、二人一組で、内部判定と外部判定のそれぞれを担当した。

一日の調査件数は、午前 2 件、午後 2 件の計 4 件であった。

二次調査は、家屋の外部（基礎・外壁・屋根・柱の傾斜）と全ての部屋に立ち入り、内部の柱、内壁、建具、天井、床、設備等を確認、部位ごとに損壊程度の判定を行うもので、1 件の調査完了には、概ね 1 時間半から 2 時間の時間を要した。

あらかじめ町役場の税務担当部署から、家屋の見取図等の情報を得ていたが、多くの被災家屋は築年数が経過し増改築等を行っており、実際には家屋状況が異なるケースが見受けられ、対応に苦慮することもあった。

午後 4 時 30 分頃に現地での調査を終えると、現地対策本部に戻り、調査内容の集計や班

毎の調査結果の算定等の作業を行った。その後、翌日の調査準備や静岡県派遣職員のミーティングを行い、一日の業務を終了した。

罹災証明書は、家屋被害調査に基づき発行され、家屋の損壊程度により仮設住宅への優先的な入居、支援金の額、解体費の助成や応急修繕費の助成、固定資産税の免除や減免などが決まる。このため、被災住民にとっては、直接の生活再建に影響する重要な調査となるため、二次調査を申請する住民の中には、自分の家屋の損壊状況について、外周りの被災状況だけでなく家の中の被災状況を必死に伝えてくる方や、調査担当者が建築の専門家であるか否か、調査記録の書類に被災の程度や範囲が漏れていないかどうかを心配される方もいた。

被災した家屋は、地震により家財が散乱し、特に割れたガラスや陶器類の破片、釘や画鋲、雨漏りにより腐食した畳の上を歩く中での危険な作業となった。

二次調査を行った家屋のうち、概ね3分の1の家屋において、損壊程度のランクが上がることとなった。被災された住民や町役場職員の話しでは、前震による家屋の損壊程度より、本震による家屋の損壊程度の方が著しいとのことであった。



本震直後もマグニチュード5クラスの地震が継続的に起こったため、家屋の損壊に拍車をかけたのではないかとされている。

派遣期間中にも、下から突き上げるような揺れや左右への大きな揺れなど、揺れ方が一様ではない余震が数回あった。

九州地方は、大雨や台風等の風水害が多い地域であり、多くの家屋が、屋根瓦（棟瓦）に重量を持たせ上から押さえるような屋根構造としている。また、湿気対策のため、通気性の良い漆喰などの壁材を使用している。これらの地震の揺れに弱い家屋構造が、家屋の損壊を助長した要因になったのではないかと感じた。

さらに、この辺りは、湧水が所々に見られる地下水位の高い地域でもあり、液状化による家屋の損壊を誘発した要因ではないかとも感じた。



全壊した家屋の多くは、築 60 年ほど経過し、基礎が束石のものや、耐震補強が未実施のものが目立った。また、新築の家屋は、液状化や地盤沈下等により、家屋全体が傾いたものが目立った。

被災から 1 か月ほど経ち、応急的な道路等の復旧や狭隘な道路のがれきの除去は進んでいたが、倒壊した家屋等はブルーシートを覆ったままとなっていた。

これらの家屋には、罹災証明の発行を待ち、解体ができずにいる家屋もあれば、半壊や一部損壊により、生活は可能と考えられる家屋もあった。ただ、これらの一部損壊家屋であっても、実際のところ、再三の余震により倒壊する恐れがあるため、住民は、避難所に避難しているとのことだった。

また、被災により家屋のドアや窓が壊れたり戸締りできなくなり、小動物が出入したり、空き巣被害が発生するなど、被災住民には追い討ちをかけるような出来事も起こっているとのことだった。

このような中、被災住民の多くは、避難所生活から仮設住宅への入居を心待ちに日々過ごしている。

罹災証明発行には、家屋被害調査の早急な対応が必要であるが、家屋被害調査の二次調査の申請件数は日増しに増えており、行政に加え、建築士協会からの派遣支援を得ても、人員不足のため調査が思うように進まない状況にある。

この度の派遣を終え、微力ながら家屋被害調査に従事したが、1 日も早く円滑に調査が進むことを願い、この度の報告とさせていただきます。